１２／２２（月）の行事

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時　１２月１５日（月）１０時００分

発　表　項　目 （ 行　事　名 ）	北海道農業再生協議会令和７年度（2025年度）第３回水田部会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発 表 者	
		発表場所	
概　　要	○　北海道農業再生協議会令和７年度（2025年度）第３回水田部会を次のとおり開催します。 記 １　日　時 令和７年（2025年）12月22日（月）16：30～17:30 ２　場　所 北農健保会館　３階　「大会議室」 （中央区北４条西７丁目１番４） ３　議　題（予定） ・令和８年産「生産の目安」について ・令和７年度産地交付金の追加配分について ４　出席者（構成機関・団体） 北海道、北海道農業協同組合中央会、ホクレン農業協同組合連合会、公益財団法人北海道農業公社、一般社団法人北海道農業会議、北海道農産物集荷協同組合 ※上記のほか、オブザーバー出席予定（北海道農政事務所等）		
参　　考			

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)

担　　当 （ 連 絡 先 ）	農政部生産振興局農産振興課こめ係（担当者：加藤） ＴＥＬ　ダイヤルイン　０１１－２０４－５４３５　　内線　２７－７０６

北海道農業再生協議会水田部会設置運営要領

平成29年７月10日　制定
令和元年８月５日　一部改正

（趣旨）

第１条　この要領は、北海道における需要に応じた米の生産に向け、生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等の米関係者が連携し、一体となったオール北海道体制による取組を推進するため、北海道農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）第20条第１項及び第７項の規定に基づき、「北海道農業再生協議会水田部会」（以下「部会」という。）を設置し、運営その他に関する事項を定める。

（付託事項）

第２条　部会に対する付託事項は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）　協議会規約第４条第２号から第４号までの規定に関する事項

（２）　その他需要に応じた米生産の推進に必要な事項

（組織）

第３条　協議会規約第20条第２項の規定に基づき、北海道農業再生協議会の会長が指定する部会の構成員（以下「構成員」という。）は、別表に定めるものをもって充てる。

２　部会には、部会長を補佐する副部会長を置くこととし、部会長が指定する。

３　部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

４　部会長不在の場合、副部会長がその職務を代理する。

５　部会長及び副部会長の任期は、協議会規約第８条の役員の任期の規定に準じるものとする。

６　前項の任期が満了し、又は辞任により退任しても、部会長は協議会会長により、副部会長は部会長により、後任を指定するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（部会の議決）

第４条　部会長は、部会の会議を開催したときは、その結果を協議会会長に報告しなければならない。

２　会長が特に定める場合を除き、部会の権限に付託された事項については、部会の議決をもって道協議会の議決とする。

（事務局）

第５条　部会の業務を執行するため、事務局を置く。

２　事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

（１）　北海道農政部生産振興局農産振興課

（２）　北海道農業協同組合中央会

３　協議会規約第20条第６項の「会長が別に指定する場所」は、前項第１号のものの事務所とする。

（その他）

第６条　協議会規約及びこの要領で定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は、部会長が別に定める。

附　則

１　この要領は、平成29年７月10日から施行する。

２　協議会会長は、この要領の施行の日から２年を目途として需要に応じた米の生産に関する状況を踏まえて第２条、第３条及び第５条の規定に関する事項について必要な措置を講じるものとする。

附　則

この要領は、令和元年８月５日から施行する。

別　表（第３条第１項関係）

１　部会の構成員

構成員に指定するもの
北海道 北海道農業協同組合中央会 ホクレン農業協同組合連合会 公益財団法人北海道農業公社 一般社団法人北海道農業会議 北海道農産物集荷協同組合

２　部会長

部会長の所属	部会長に指定する者（充て職）
北海道	農政部生産振興局長